

## 第一種動物取扱業の皆様へ

### 第一種動物取扱業の実施の方法(省令8-1~3)を遵守してください。

- 哺乳類に属する動物について、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売(省令8-1)
- 飼育環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売(省令8-2)
- 2日以上動物の状態を目視により観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売(省令8-3)

### 販売動物の表示について(告示6-2)

イベント当日、個々の動物が顧客から見やすい位置に次の事項を表示してください。

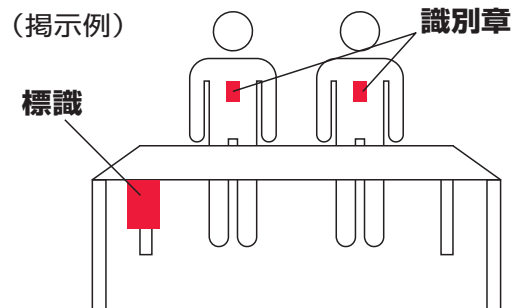
**品種等の名称・性別の判定結果・成熟時の標準体重、標準体長等・生年月日・生産地・所有者氏名**

### 飼養施設及び動物の点検・記録について(省令8-11)(告示2-3)(告示5-1)

イベント当日に1回以上巡回を行い、飼養施設の清掃状況、動物の数及び状態を確認し、実施状況を記録します。

「標識と識別章」については、イベントでの取扱いが開催する自治体によって異なりますが、

**今回の東京都は「各々で自己の標識と識別章」を掲示してください。**



## おもな出展規約

**【違法性のある商品の持込みと販売は固くお断りいたします。】**

**【個人の方も必ず所得税等の申告および納付をしてください。】**

- 生物を扱われる場合は「動物の愛護及び管理に関する法律」を遵守してください。
- 哺乳類・鳥類・爬虫類の生体を販売される場合は「生体販売説明書・確認書」を必ず作成してください。
- 共同出展の場合は必ず共同出展者様名をお知らせください。(必ずしも出展名が連名である必要はありません)  
また、共同出展の場合でも、初めて出展される方は必ず『出展者様登録』を事前に提出してください。
- 万一、落下・横転、販売物等による事故などが発生した場合は、主催者に届け出の上、出展者様自身で対応・処理をお願いします。
- 会場や設備に損傷を与えた場合も、主催者に届け出の上、出展者様の責任において原状復帰をお願いします。
- 諸事情により開始時間に遅れる場合や、終了時間前に出展ブースを撤去される場合は、主催者に連絡をしてください。
- 止むを得ずお申し込みを取消される場合は、恐縮ですがキャンセル料金を申し受けます。  
開催日の30日前以降のキャンセル → 各種お申し込み料金の50%  
開催日の20日前以降のキャンセル → 各種お申し込み料金の100%
- 以上の他にも様々なトラブルやモラルなどに対し、出展者様に責任を問うことがありますので、責任ある展示・販売をお願いします。

※詳しくはホームページをご覧ください。